

御書の系年研究（その6）

——花押による系年判定——

若 江 賢 三

はじめに

- 1 道場神守護事、大田殿許御書、三八教
- 2 < 185 > 南条殿御返事、強仁状御返事
- 3 国府入道殿御返事、大学三郎殿御返事
- 4 檀越某御返事、乗明聖人御返事、中興政所女房御返事、< 439 > 南条殿御返事
- 5 現世無間御書
- 6 諸経と法華経と難易の事、< 393 > 日女御前御返事
- 7 < 325 > 上野殿御返事、孝子御書、兩人御中御書
- 8 < 325 > 上野殿御返事、< 399 > 十字御書（重須殿女房御返事）
- 9 御本尊花押との照合

むすび

はじめに

これまでは、主として記述内容からの系年判定の方法について考察してきたのであるが、本稿では、文永——建治——弘安の時期の真蹟花押の存する御書について、いくつかの通説に対する問題を提起しておきたい。また、筆者が本稿までに考察してきた御書についても、必要な場合は再考を加えたい。御書の前の番号は『昭和定本』による御書番号であり、注に付した頁数は『日蓮大聖

(24)

人御書全集』及び『昭和定本』のものである。また、花押の図版は立正安国会編『日蓮聖人真蹟集成』(法蔵館)による。

1 道場神守護事、大田殿許御書、三八教

道場神守護事には「知食すが如く此の所は里中を離れたる深山なり」という語があり、前稿¹⁾においてはその故に、通説の建治2年(12月13日)を改めて、まだ富木氏が身延を訪問していない建治元年とすべきことを論じた。その論は概ね正しかったと思われるが、花押の検討からはさらに1年繰り上げるべきことが浮かび上がるのである。というのは、守護事の花押(図2)は文永12年(1月24日)とされる大田殿許御書(1月24日付け)の花押(図3)及び年代不明(『昭和定本』は正嘉元年とする)であった三八教(3月16日付け)の花押(図4)とそのアヌスヴァーラの形態がよく似ているという事実を無視し得ないからである。したがって、これら3抄の執筆時も極めて近いものと推察され、その執筆年を確認する必要があるのである。

そこで花押の形態の上からも3抄の中間に位置すると見られる大田殿許御書の系年を再度確認しておきたい。花押について詳細な研究を行った小林正博氏²⁾は本抄花押をバン字長伸型として建治3-4年のものと位置づけている。しかし、その点については筆者は疑問を有している。

さて、大田殿許御書が身延期のものであることは確かであり³⁾、かつバン字となっていることから、可能性のある年号は文永12年から建治4年までである。まず建治4年とはいうと、確実な真蹟としては3月21日付けの<280>諸人御返事があり、その花押(図14)のアヌスヴァーラは蕨型となっており、一筆の長伸型乃至○型へと移行する直前の様相を呈している。これに対し、1月24日付けの本抄花押(図3)のアヌスヴァーラは長伸の鍵型であり、鍵の角の部分で力が込められている。わずか2ヶ月の間にこのような大きな変化があったとは考え難い。さらに後述するように、図12の現世無間御書(2月13日付け)が同じく建治4年の著述とするならば、1月24日付け本抄(図3)から現世無間御書(図12)までの間隔がわずか20日弱ということになり、その間にかくも急激な変化

があったこととなり、そのような可能性はますます低くなる。なお、本抄本文では「而に今ノ世、法華経ヲ輕蔑スルコトノ如ク民ノ如シ（中略）増上慢ノ者國中ニ充滿ス」と述べ、その結果としての現証として

民ノ愁ヒ積テ国を亡ス等是也。

と記しており⁴⁾、「民の愁い積りて」と記しながら、建治4年春の時点で猛威を振っていた疫病について記してはいない。これは本抄執筆が疫病の大流行よりは以前であったことを示している。以上の検討から、本抄が建治4年の著述であるという可能性はほぼ消滅するのである。

次に建治3年の可能性についてであるが、もし本抄が建治3年1月の著述であったとするならば、建治2年7月2日の著述と見られ、かつ花押のアヌスヴァーラが弓型の時期に記された<186>大学三郎殿御返事（後述＝図9）と、建治3年7月16日著述の<252>上野殿御返事（図11）との中間に位置することになる。しかし、本抄花押（図3）は長伸鍵型であり、そのいずれとも似ていない。故に建治3年の著述とも考え難い。建治3年春は前年11月以来の病により、日蓮の健康状態は良くなかったし、この時期には御本尊の書写も見られない⁵⁾。「新春の御慶賀、自他幸甚幸甚」と記す雰囲気ではとてもなかった。以上の考察から、本抄の執筆時として建治3年はふさわしくないので、建治3年という可能性についても否定せざるを得ないのである。

次に建治2年の可能性を考える。もし本抄が建治2年の著述であれば、後に検討する建治元年（12月26日）の強仁状御返事（図6）と建治2年閏3月24日付けの南条殿御返事（大橋書＝図7）との中間になる。しかるに本抄花押はアヌスヴァーラが垂直に近い長伸の鍵型であり、いずれの花押ともアヌスヴァーラの違いが顕著であり、よって建治2年の可能性も消滅する。

以上の検討により、本抄執筆の可能性として残ったのは文永12年のみである。よって大田殿許御書の著述は文永12年の1月24日であったことになる。なお、本抄には智証の批判が記されている。智証については文永10年の如説修行抄において弘法・慈覚と同列に批判の対象としてその名が挙げられており、その批判が始まったのが建治2年の報恩抄の時からとする理解は必ずしも正しくはな

(26)

い。文永12年の段階で、智証に対する本格的批判は既に開始されていたと見るべきであろう。

さて、大田殿許御書が文永12年1月の著述とするならば、12月13日付けの道場神守護事(図2)は、大田殿許御書(図3)執筆時に最も近い文永11年末に記されたことになる。もし前稿で考察したごとく建治元年であったとするなら、後述する強仁状御返事(図6)の13日前に記されたことになるが、守護事のアヌスヴァーラは上に延びてから鋭角に曲っており、一方の強仁状御返事のそれは長伸ではなくて角度もゆるく、やや丸味を帯びており、やがて弓型へと移行するその過渡期にあったことを示している。ともかく両者はかなり形態を異にしている、強仁状御返事が守護事のわずか13日後に記されたとはとうてい考えられないのである。

次に、これまでは正嘉年間のものとして理解されていた三八教の花押(図4)の系年を考察する。アヌスヴァーラを中心に据えるならば、それは長伸の鍵型であり、大田殿許御書に近い。また、4月に改元されて建治元年となるが、7月2日付け<185>南条殿御返事の花押(図5)は鍵型のアヌスヴァーラが短くなっている。当抄花押(図4)は大田殿許御書(図3)ほど長くはなく、大田殿許御書(図3)と南条殿御返事(図5)との中間に位置づけられるであろう。とするならば、当抄の系年は文永12年となる。

次に、前述の道場神守護事について言えば、その花押(図2)の形態は、文永10年(3月10日)の曾谷殿許御書⁶⁾(図1)と大田殿許御書(図3)の中間に位置することが了解されるのではなからうか。故に本抄の執筆が確かに文永11年であったことになり、そうすると「知食すが如く此の所は里中をはなれたる深山なり」が、まだ富木氏が見たこともない身延の地についてその状況を伝えようとする、新鮮な響きを有つ表現として蘇るであろう。

さて、これまでの考察を踏まえるならば、文永11年12月より文永12年春(～夏)頃を従来の長伸型とされる時期から独立させることが可能であろう。筆者はこれを長伸鍵型の時期として(限定的に)設定すべきことを提言したい。

2 < 185 > 南条殿御返事、強仁状御返事

図5に花押を示した7月2日付けの< 185 > 南条殿御返事には、迦葉尊者のことを記して

迦葉尊者と申せし人は（中略）くらを六十、そのくらに金を百四十こくづつ入らせ給フ。

とある⁷⁾が、日興筆で「弘安元年到来」（7月8日）とある時光御返事には

迦葉尊者と申せし人は（中略）金三百四十石入れたるくら六十。

とある⁸⁾。その出典は『法華文句』で同巻1下に

六十庫金粟、一庫容三百四十斛。

とある⁹⁾。「百四十」と「三百四十」との数字の違いについては、南条殿御返事執筆の後、出典である『法華文句』によって訂正したものと考えられる。よって本抄の執筆年は（花押がバン字であることを考慮すると）文永11年から建治3年までの可能性が考えられる。そのうちの建治3年の同時期には「建治三年」と日興筆で記される7月16日付けの< 262 > 上野殿御返事（図11）があり、これと比較すれば、一見して本抄（図5）が同年同月のものではないことが知られるであろう。アヌスヴァーラの形状が全く違うからである。次に建治2年の可能性について検討する。建治2年に系年すべき御書として7月2日付けの大学三郎殿御書（後述）があるが、その花押（図9）は弓型¹⁰⁾となっている。ところが本抄花押（図5）は、短い鍵型であって、明らかにこれとは違う。故に本抄が建治2年である可能性も消滅する。

可能性として残されたのは文永11年と建治元年とである。しかして本抄花押（図5）は、建治元年12月の強仁状御返事（図6）にアヌスヴァーラに類似点が見出せる。後者は前述したように、少し丸味を帯びており、弓型へと移行する直前のものと見なし得るであろう。しかして本抄花押（図5）は図4と図6との間に位置することになり、強仁状御返事（図6）が建治元年であれば、本抄も同じく建治元年であったことになる。

次に、強仁状御返事が建治元年12月の執筆になったこと¹¹⁾については、逆に、

(28)

本抄が文永 11 年の執筆でなかったことを示すことによって確認できるはずである。もし本抄が文永 11 年に記されたとすれば、その花押 (図 6) が道場神守護事 (図 2) より 13 日後であり、これと大田殿許御書 (図 3) との中間に位置するはずである。ところが、本抄花押 (図 6) はいずれとも似ておらず、やはり長伸鍵型の時期を過ぎ、弓型へと移行する過渡期に記されたと理解されねばならないだろう。それは弓型となっている建治 2 年閏 3 月の大橋書 (図 7) よりもわずかに前であり、すなわち (文永 11 年ではなく) 建治元年末であったことになる。そして、この結論から (図 5) の < 185 > 南条殿御返事が建治元年であったことについての裏付けも得られるであろう。

3 国府入道殿御返事、大学三郎殿御返事

< 172 > 国府入道殿御返事については、すでに 別稿¹²⁾ で論じてあるので、ここでは最小限の言及にとどめる。本抄は日通が建治 2 年 (4 月 12 日) とするのを別とすれば、日諦『祖書目次』以下『昭和定本』に至るまで文永 12 年の著述であるとされてきた。一方、< 182 > 国府尼御前御書は建治元年 6 月 16 日に記されている。後者が建治元年の書であることは本文中に

さればつらかりし国なれども、そりたるかみをうしろへひかれ、すゝむあしもかへりしぞかし。いかなる過去のえんにてやありけんと、をぼつかなかりしに、またいつしかこれまでさしも大事なるわが夫を御つかいにてつかわされて候。ゆめか、まぼろしか、尼ごぜんの御すがたをばみまいらせ候はねども、心をばこれにこそとをばへ候へ。

とある¹³⁾ ことから明かと思われる。本抄は佐渡流罪が赦免になって身延に入山して後、初めて国府尼に与えた書であることが上の表現から窺われ、懐かしさがこみ上げる胸の内が表現されている。しかるにその 2 ヶ月前に同じ国府入道夫妻に国府入道御返事が与えられていたとするのは、やや不自然であろう。文永 12 年は 4 月 25 日に改元されて建治元年となる。その翌年になると、蒙古との国際関係はさらに緊迫を増す。国府入道殿御返事には蒙古による 2 度目の来襲に対する当時の人々の緊迫感が反映されており

蒙古国の日本にみだれ入る時はこれへ御わたりあるべし。（中略）仏になる事こそつるのすみかにては候へともひ切らせ給うべし。

とある¹⁴⁾。これはその前月（閏3月5日）の妙密上人御消息に「今一度も二度も大蒙古国より押し寄せて、壱岐・対馬の様に、男をば打ち殺し、女をば押し取り、京・鎌倉に打ち入りて（中略）つよく責めん時は、争か南無妙法蓮華経と唱へざるべき」と記したのと同様の状況下にあったことを示していると思われる。そして、たとえいかなる事態に遭遇しようとも、成仏することこそが信仰者にとっての究極の目標であることを、この時点で示したのである。本抄は国府尼抄よりも後に記されたとする理解の方が自然である。以上から、国府入道抄は国府尼抄の翌、建治2年の著述と見られる。

そこでその花押（図8）について見ると、閏月であったことから建治2年と確定できる< 215 >南条殿御返事（＝大橋書）の花押（図7）と類似しており、アヌスヴァーラの形が弓型となっている。故に本抄はこの大橋書の翌月のものと見なせるであろう。もしも本抄が文永12年のものであったとすれば、その花押（図8）は3月の三八教（長伸鍵型＝図4）と7月2日の南条殿御返事（鍵型＝図5）との中間に位置することになるが、本抄花押は鍵型ではなく、弓型の時期を示しており、よって本抄は建治元年ではなく、建治2年（4月12日）の執筆になったことが確認されるのである。

次に< 186 >大学三郎殿御書の系年を考察する。本抄花押（図9）のアヌスヴァーラは弓型となっており、同じ「七月二日」と日付けされる南条殿御返事（図5）よりも明らかに後のものである。そして、前述の大橋書（図7）及び国府入道抄（図8）と比べると、これらとは極めてよく似ている。さらに日興筆で「建治三年」と記す7月16日付けの< 252 >上野殿御返事の花押（図11）と比べると、やはりわずかに類似性が認められるが、両者が同年同月のものと思えるほどの親近性はなく、アヌスヴァーラのカーブの具合に注目すれば、親近性においては明らかに国府入道書（図8）の方が強い。本抄花押（図9）は図8（建治2年4月）と図11（建治3年7月）との間に位置するのであるが、その地点は図8の方により近く、よって建治（3年ではなく）2年のものと判断されるのである。

4 檀越某御返事、乗明聖人御返事、中興政所女房御返事、 < 439 > 南条殿御返事

檀越某御返事は日諦の『祖書目次』以来、弘安元年（4月11日）に系年されてきた。そして山川智応氏¹⁵⁾以来、御書においては本抄花押がバン字の最後のものとされてきたのである。系年の理由として考えられるのは本文に

いたづらにやくびやうにやをかされ候はんずらむ。をいじににや死候はんずらむ。あらあさましあらあさまし。願くは法華經のゆへに国主にあだまれて今度生死をはなれ候ばや。

とある¹⁶⁾内容によってであろう。確かに弘安元年4月の時点は、全国的な疫病大流行の時であり、日蓮自身も「やせやまい」を病んでいた。しかしながら、この時期の日蓮の健康の状態を記した弘安元年6月26日付けの< 295 >中務左衛門尉殿御返事によれば

日蓮下痢、去年十二月卅日事起り、今年六月、三日四日、日々に度を増し月々に倍増す。定業かと存歎、貴辺の良薬を服してより已来、日々月々に減じて今百分の一となれり。

とある¹⁷⁾。上記の内容はやや難解であるが、筆者の考察¹⁸⁾によれば次のように読むべきと考える。すなわち日蓮は建治3年末の大晦日より下痢が始まり今年6月にいたるまで、3日ごと4日ごとあるいは日々に¹⁹⁾病は度を増し、月々に度をまして行った。まさに定業として死を覚悟するまでになったが、あなた（四条金吾）の良薬による治療が効果を奏しはじめて、日々月々に病が回復して行って、今（26日）の時点では当初の百分の一程度にまでおさまった、というのである。漢方の治療は必ずしも速効性を期するものではなかった。師である日蓮の病状については、医学に長け、主治医として活躍した四条金吾は当初より報告を受け、日蓮の側近の弟子たちに適切な投薬治療を指示していたに違いない。少なくとも、弘安元年の6月になって治療を始めたということではない。「日々月々に回復していった」とする表現からは、少なくとも5月中には回復期に入っていたということが窺われ、4月（下旬）頃が病のピーク時であったと推測される。し

かも「定業か」というほどの深刻な状況であったのである。

以上のような状況を踏まえて檀越某抄を見てみよう。まず「いたづらにやくびやうにやをかされ候はんずらむ」というのは、日蓮自身が大流行中の疫病に罹っていたという表現ではなく、このまま生き延びようとしても、結局疫病で死ぬことになるかも知れない、という仮定を設けての覚悟の表明である。次の「をいじににや死候はんずらむ」も同じであろう。「あらあさましあらあさまし」というのは、死から逃れようとしてもがくことを意味しているであろう。ならば、いっそのこと国主からあだまれて死を迎えるのが一番潔いことだと述べたのが「願くは法華経のゆへに国主にあだまれて今度生死をはなれ候ばや」の語に込められた意図であろう。とするならば、この語を記した時点は、少なくとも「定業か」と思うほど、まさに目前に死の影が迫っていたということではなく、「をいじに」は目前の事態を指していたわけではない。また、疫病に関して言えば、建治3年の春から流行は始まっており、建治3年4月の時点においても、これに罹って死ぬという危険性はあったのである。

さて、次に花押の問題について検討する。本抄の花押（図10）のアヌスヴァーラは、長伸型というよりは弓型²⁰⁾に近く、建治3年7月16日付け上野殿御返事（図11）と似ている。また、後述するように弘安元年（4月12日）に系年すべき<234>乗明聖人御返事の花押（図15）とは、全体の形態についてもアヌスヴァーラの形においても似ていない。もし乗明抄が弘安元年の執筆であれば、本抄と1日違いで認められたことになるのであるが、しかし、花押の形態がかくも異なることは考え難い。したがって、『日蓮聖人遺文の文献学的研究』を著した鈴木一成氏は、本抄を弘安元年とする前提があったが故に、乗明抄については建治3年とするしかなかったのであろう。

しかしながら、情報の増した現時点では、この見解を否定する材料がそろっているのである。近年真蹟として追加された<439>南条殿御返事²¹⁾もそのひとつである。本抄は平成9年版以降の『昭和定本』に新加となっている。その花押（図17）はバン字であるが、そのアヌスヴァーラは6月25日付け日女御前御返事の花押（図23）や弘安元年と確定される6月26日付け<296>兵衛志殿

(32)

御返事の花押(図19)と同様にくるとほぼ円形に近いかたちで記されており、山上弘道氏²²⁾が考察したように、これが弘安元年(4月14日)に認められたことは疑いない。そうすると、これと酷似する乗明聖人御返事の花押(図15)が同じく弘安元年のものであったこともまた疑う余地はないと思われる。

さて、乗明抄の花押(図15)はバン字であり、後述するように弘安元年(6月18日)に系年すべき<248>兵衛志殿御返事の花押(図18)とも形態が似ている。もし、本抄(図15)が建治3年(4月12日)であったとすると、弓型の国府入道抄(図8)、大学抄(図9)の後に本抄が続き、その後に(宝軽法重事や)上野殿御返事(図11)が続くことになり、本抄花押(図15)のみが流れからはずれることになる。ゆえに、本抄を建治3年に系年するのは不自然であり、弘安元年とすべきことが確実である。

次に、この乗明聖人御返事と花押の形態が似ているのが<244>中興政所女房御返事(図16)である。「卯月十二日」の字形も乗明抄と酷似しており、アヌスヴァーラの形も乗明抄に大変よく似ているのである。よって中興政所抄は乗明抄と同日に認められたものと理解される。またアヌスヴァーラの形が前述の南条抄(図17)と酷似しており、当抄がその2日後に記されたと推察されるのである。

なお、<248>兵衛志殿御返事(図18)の系年については別稿²³⁾に論じたのであるが、通説の如く建治3年(6月18日)であったと解すると、7月16日付けの上野殿御返事(図11)の1月前であったことになる。上野抄の花押(図11)は鍵型とは異なっており、建治2年以来の弓型の流れに属するものと言えよう。その弓型の流れの中間に乗明抄(図15)や兵衛志抄(図18)が位置するとは考え難い。よって乗明抄及び兵衛志抄は弘安元年に系年すべきなのである。また、南条抄の花押(図17)が本抄花押(図18)と似ており、さらに南条抄(図17)と中興抄(図16)とが類似し、これと乗明抄(図15)とが類似することが見て取れるであろう。このように、殊に弘安元年のこの頃の花押に関して言えば、前の花押の特徴を引き継ぎつつ、随時変化していたとが知られるのである。(弘安2年以降については、御本尊の花押の推移とは少しく事情を異にしていると思われる。)

以上のように見てくるならば、弘安元年の3月まではアヌスヴァーラが弓型から蕨型へと変化してゆく時期であり、同年4月以降から一筆書きの円を描く（小林氏のいう○型の）アヌスヴァーラが主流となってゆく。この○型の流れが始まっていた弘安元年4月12日よりわずか1日前に檀越抄（図10）が記されたとは考え難い。このことから、檀越抄執筆は弘安元年ではなく、前年の建治3年であったことが理解できるのである。なお、日蓮は4月のことを「卯月」と記するのが通例であるが、檀越抄にのみ「三月」と記したのにもそれなりの理由があったのであろう。

5 現世無間御書

< 239 > 現世無間御書は真蹟2紙が本能寺に所蔵されており、それには「十六」「十七」の番号が振られており、本抄が全17紙の比較的長い消息であったことが知られる。『昭和定本』では建治3年（2月13日）に系年している。

本抄の花押（図12）は既にアヌスヴァーラが弓型の時期から蕨型の時期に入っていることを示している。そしてこれと形態的に極めて近いのが真蹟に「弘安元年三月廿一日」と記される諸人御返事（図14）である。また、同じく真蹟に「建治四年二月二十八日」と記す漢文体の< 277 > 始聞仏乗義の花押（図13）とも似ている（建治4年は2月29日に改元）。よって、現世無間御書も、諸人御返事、始聞仏乗義と同年（建治4年）の執筆であったと理解されるのである。

なお、日蓮の健康状態については前述した通り、建治3年春も思わしくない状況にあったと見られ、建治3年と弘安元年の系年の見分けは微妙な問題がある。弘安元年には4月下旬あたりが「定業か」との覚悟を促すひとつのピークがあったと推測されるが、4月1日の時点では石川兵衛の娘の死を悼む< 282 > 上野殿御返事（「弘安元年」と日興による到来筆あり）が1500字に及ぶ消息として記されている。これを遡る2月の時点でも、17紙の消息や漢文体の御書を執筆するだけの体力はあったのである。

6 諸経と法華経と難易の事、〈393〉日女御前御返事

諸経と法華経と難易の事の系年については前稿²⁴⁾ですでに述べてあるが、本稿では花押の観点からこれを再度確認しておきたい。本抄は弘安3年(5月26日)に系年されてきたが、同年5月17日には本抄と同じ富木氏宛に四菩薩造立抄が著されている。富木殿に対して10日以内に続けて書簡を送ったという例は知られておらず、よほどの切迫した事情がない限り、これほど接近しての消息は考え難い。四菩薩造立抄には「日本国に数万の寺寺を建立せし人人も」とあるが、日蓮の認識では弘安2年11月30日付け中興入道消息に「仏法ひろまりて日本六十六箇国・二つの島にいたらぬ国もなし、(中略)仏法の住所すでに十七万一千三十七所なり」とあるように、弘安2年までは日本の寺院数は十万を超えており、これを「数万の寺寺」と表現することはなかった。もし四菩薩造立抄が弘安2年の著述であれば、弘安元年9月の本尊問答抄のごとく、「数十万の寺寺」とされたはずである。日蓮は弘安2年12月より以降にこの認識を改め、弘安3年1月27日の秋元御書に「寺は一万一千三十七所」とし、以降にブレはない。また人口についても「四十九億九万四千八百二十八人」としており、秋元御書が弘安3年の執筆であることは確実であり、よって四菩薩造立抄が弘安3年であることも動かせない。なお、この秋元御書と同日に記されたのが慈覚大師事であり、その花押が図30である。

さて、弘安3年1月の慈覚大師事の花押(図30)と本抄の花押(図22)とを比べると、類似点はあるが、必ずしも酷似というわけではない。もし本抄が弘安3年(5月26日)であったとすれば、「弘安二年」と日興筆の張り紙のある盂蘭盆御書の花押(図24)と弘安3年(7月2日)の〈371〉千日尼御返事の花押(図32、CL型になっている)とでは、後者の方により似ているはずである。しかしながら、本抄花押(図22)は、逆に前者の方により似ている。さらには弘安2年(4月23日)の陰徳陽報御書の花押(図21)と比較すると、全体の雰囲気似ており、アヌスヴァーラの形にも類似性が認められる。以上の検討から、諸経と法華経と難易の事は弘安2年(5月26日)に執筆されたものと認められるであろう。

次に< 293 >日女御前御返事の系年について再考する。弘安元年（6月25日）とする通説に対し、前稿²⁵⁾においては系年を弘安2年に改めるべきことを提唱したが、論拠不十分のために続稿²⁶⁾において弘安元年説に戻したという経緯がある。従って、前稿と重複する部分もあるが、敢えて最終的考察結果を記しておきたい。まず本抄は五千字に及ぶ長文であり、前年末からの下痢をともなう病からやっと回復したばかりの時点で、このような長文を認めることが可能であったのか、というのが当初よりの疑問であった。しかし、弘安元年の6月26日にも< 294 >治病大小権実違目、< 295 >中務左衛門尉殿御事及び< 296 >兵衛志殿御返事（図19）を認めたという事実があり、3抄を合計すれば、やはり五千字に近い分量となる。故に、長文であるというだけでは弘安元年6月に日女抄が記されなかったという決定的な証拠とはなり得ない。

そこでまず、疫病に関する記述を確認する。弘安元年6月26日の< 294 >治病抄には

実教の行者をあだめば（中略）先代未聞の三災七難起こるべし、所謂去今年・去元正嘉等の疫病等也。

とあり²⁷⁾、同日に記された中務抄には

今の日本国去今年の疫病は（中略）設い今年はとどまるとも年々にやみがたからむか。

とあり²⁸⁾、また、同年閏10月12日付け< 314 >上野殿御返事にも

去今年の大疫此の国にをこりて（中略）疫病もしばらくはやみてみへしかども、鬼神かへり入るかのゆえに、北国も東国も西国も南国も一同にやみなげくよしきこへ候。

とある²⁹⁾。さらに、後述する越後公御房御返事（弘安2年い月8日）には

去今年、饑渴・章癘・兵刀と申宛小の三災ノ代ノ如シ。

とある³⁰⁾。このように、疫病の大流行の最中の時点では「去今年」の語が用いられている。これに対して本抄では

今日本国の去年今年の大疫病は何とか心うべき。

とあり³¹⁾、大疫流行についての仏教史的な視点からの総括をしているのである。

(36)

さらにその後では

今日本国去年今年の疫病と去正嘉の疫病とは人王始まりで九十余代に並びなき疫病なり、聖人の国にあるをあだむゆへと見えたり。(中略)日本国の一切衆生すでに三分が二はやみぬ 又半分は死しぬ 今半分は身はやまざれども心はやみぬ。

とある³²⁾。なかでも注目すべき表現は、流行の時期について「去今年」ではなく「去年今年」と述べていることである。疫病流行の時期とその規模については、筆者が別稿³³⁾で弘安3年に系年を改めるべきことを論じた<325>上野殿御返事(後述)には

此の両三箇年は日本国中に大疫起りて人半分減じで候か。

とあり³⁴⁾、「此の両三年」の「三年」とは建治3年、建治4年=弘安元年、弘安2年の3箇年を指し、「兩年」とは建治3年及び弘安元年を指す。弘安2年については、史料上は明瞭ではないが、春くらいまで流行が続いたと推測されるのである。

いずれにしても、総括は流行が終息してこそ可能なのであって、上記の日女抄も上野抄も、ともに大疫が終息したあとに記されたものと判断される。故に、日女抄は、大疫流行の真っ最中の弘安元年ではなく、すでに終息が確認された弘安2年に記されたものであったと見なされる。

さて、そこで花押について確認してみよう。まず言えることは、諸経と法華経と難易の事の花押(図22)と日女御前御返事の花押(図23)とは全体の雰囲気が大変に似ているということである。弘安元年6月26日の<296>兵衛志殿御返事(図19)、同日に認められた<294>治病大小権実違目及び<295>中務左衛門尉殿御返事と日女抄花押(図23)とを比べると、わずか1日の違いとは思えないような違いが見られる。ことに「日蓮」の右下の円が弘安元年の6月の前3抄ではラグビーボールまたは豆型でシンプルなカーブとなっているのに対し、日女抄花押(図23)の場合はやや筆に濃淡があり、カーブに多少のしなりがある。これについては諸経と法華経と難易の事(図22)についても同じである。よって、日女抄は弘安元年の著述ではなく、翌年の弘安2年に記されたものと理解すべ

きであろう。一方、諸経と法華経と難易の事も弘安2年のものであり、日女抄の1ヶ月前の著述であったと見るのが妥当と思われる。このことを確認するために、本抄花押（図23）を弘安2年（7月13日）の孟蘭盆御書（『昭和定本』では弘安3年あるいは建治3年とするが、花押から判断すれば、弘安2年が正しい）の花押（図24）及び同年4月23日付け陰徳陽報御書の花押（図21）と比べると、これらはやはり本抄花押（図23）と似ており、本抄が両抄の中間の時期に記されたとして違和感はない。よって<293>日女御前御返事が弘安2年の執筆になったと認められるのではなかろうか。なお、弘安3年（2月以降）になると、アヌスヴァーラは、かなりはっきりとしたCL型に移行していく³⁵⁾。

7 孝子御書及び兩人御中御書

<328>孝子御書はこれまで弘安2年（2月28日）とされてきた。しかし、花押（図31）の形態の検討からはこの通説に問題が生じるのである。小林氏³⁶⁾も記すように、そのアヌスヴァーラはCL型になっているが、このCL型がはっきりと現れるのは弘安3年になってからである。弘安3年7月2日付けの千日尼御返事の花押（図32）や同じく9月6日付けの上野殿御書（図33）や、後述するごとく弘安3年（1月5日）執筆と思われる十字御書の花押（図29）等はCL型であり、本抄と同じである。ところが弘安2年2月の時点では、まだはっきりとしたCL型は見られず、その故に、本抄を弘安2年の著述とするのは無理であって、弘安3年へと系年を改めるべきと思われるのである。

なお、本抄は池上兄弟の父康光の死去を伝えており、その死去が通説より1年遅くなるという事実は重要である。彼は弘安元年に法華経に帰依したが、その翌年に死去したのではなく、弘安3年まで生きたということになり、これまでの通説的な認識に変更を加えることが必要となる。

次に、同じく池上氏宛の兩人御中御書（花押は図25）の系年について考察する。本抄は真蹟2紙が現存し、花押はボロン字となっている。日諦『祖書目次』以来『縮刷遺文』に至るまで、弘安2年としてきたが、『日蓮宗年表』、『昭和定本』（弘安2年説を併記）及び『真蹟対照録』では弘安3年とする。鈴木一成氏は弘安

(38)

3年説を支持する³⁷⁾。その理由は以下の如くである。それは「故大進阿闍梨の事」と記す<339>曾谷殿御返事(8月17日付け)及び「大進阿闍梨死去の事」と記す<340>四条金吾殿御返事(9月15日付け)が共に弘安2年であることを前提として、兩人御中御書に

故大進阿闍梨の坊は各々の御計りに有べきかと存候に、今に人も住せずなど候なるは、いかなる事ぞ。(中略)このふみついて兩三日が内に事切て各々の御返事給候はん。

とあり³⁸⁾、「死後の処置もあり、2ヶ月位では住坊そのもの、処置まで手が廻らぬのが常識ではないか」として大進阿闍梨が死去したとされる弘安2年8月頃から1年以上を経た弘安3年が正しいとするのである³⁹⁾。

一方、岡元鍊城氏⁴⁰⁾は、曾谷、四条の兩抄を共に弘安2年のこととすることを認めながら、本抄(兩人御中御書)を弘安2年とする。その理由は、「兩三日が内に事切て」という緊迫した事態の背景には熱原の法難があったからであるとして、本抄を同年の弘安2年(10月20日)としたのである。

しかしながら、鈴木説も岡元説も、共に曾谷抄、四条抄を弘安2年とする前提に立った議論となっている。筆者が前稿⁴¹⁾で考察した如く、曾谷抄が弘安3年の執筆であったとすれば、その時点(8月17日)で「故大進阿闍梨の事」とされていても、これによって大進阿闍梨の死去が弘安2年の8月頃であったとは確定できず、まして四条抄が弘安元年の著述であったとすれば、大進阿闍梨の死去は弘安元年(以前)のことになるのである。とするならば、岡元説は成り立たないことになる。しかし、本抄の執筆年は弘安2年でなければならないと筆者は理解する。兩人御中御書は、鈴木氏の解したように、大進阿闍梨の死去してより1年隔てての指示を示すものと見られるからである。ただし、鈴木氏は大進房と大進阿闍梨を同一人と見る誤解から生じた四条抄の弘安2年説に基づいて本抄を弘安2年とし、一方、岡元氏は、二重の誤りの結果として弘安2年説を得たと見られる。以上の検討からは、兩人御中御書の系年は弘安2年とすべきことが浮かび上がる。

さて、花押についてであるが、本抄花押(図25)のアヌスヴァーラは薄くて必

ずしもよく確認できないが、少なくともはっきりとしたCL型にはなっていない。弘安2年11月6日付け上野殿御返事（竜門御書）の花押（図26）及び末尾の「十二月廿七日」という日付けの左上に日興の筆による「弘安二年到来」とある上野殿御返事の花押（図27）と本抄花押（図25）を比べると、花押の形態が比較的似ていることが確認できるであろう。また、前述7月13日付け孟蘭盆御書の花押（図24）とも似ており、本抄（図25）は孟蘭盆御書（図24）と上野殿御返事（図27）との中間に位置づけるのが妥当と見られる。3者はいずれもはっきりとしたCL型とはなっておらず、弘安3年以降がCL型の時期になるからである。以上の検討から、兩人御中御書の系年は、やはり弘安2年（10月20日）であったという結論となる。

8 < 325 > 上野殿御返事、十字御書（重須殿女房御返事）

< 325 > 上野抄を弘安3年（1月3日）に改めるべきことは既に述べたが、ここで花押の研究の立場から、さらにこのことを検証しておきたいと思う。前述のように孝子御書の執筆が弘安3年（2月28日）であったとすると、その花押（図31）と同年1月3日の上野抄（図28）とを比べると、互いに酷似していることに気づくであろう。なかでも右側の3つの山によるm字態部分が、wの字に見えるところが、他の時期にはあまり見られない特色である（拡大図を参照）。これは、アヌスバーラに比べてより無意識的なものではあるが、こうした類似の特色があるという事実は、両抄の執筆時が近接していたことの状況証拠として用いることが可能と思われる。前述のごとく孝子御書（図31）が弘安3年2月であるならば、上野抄（図28）が同年1月の執筆であったとする筆者の見解が補強を得ることになるであろう。

次に、1月5日付け< 399 > 十字御書（重須殿女房御返事）は花押（図29）のアヌスヴァーラがある程度ははっきりとしたCL型になっており、『昭和定本』はこれを弘安4年に系年している。ここでその系年の可否を検討したい。本抄花押（図29）がポロン字であることから、可能性として考えられる範囲は弘安2～5年である。「正月五日」とある日付けを考慮して弘安2年「正月八日」の越後公御房

御返事(図20)と比較すると、共にw字がみられるなど類似点もないではないが、アヌスヴァーラの形態に隔たりがあり、両者が同時期に記されたとは考え難い。系年の判断に際してはほぼ意識的に記したであろうアヌスヴァーラの形態の変化を、無意識的に刻まれたであろうwの類似に優先すべきことは言うまでもない。越後公抄が弘安2年のものであることは「去今年饑渴・章癘・刀兵」とある表現からも明らかである。また、弘安5年の花押は法華証明抄の署名(図35)に見られるごとく、日蓮のしんにゆうがV字型に跳ね上げられるという特徴があり、これに当てはまらない故に弘安5年の可能性も排除される。残るは弘安3年と4年のみである。この時期のものと確定し花押の存する真蹟御書があまりない故に、そのいずれかを判断することはかなり困難な課題である。そこで筆者は前述の花押のw字の部分に目をつけて比較した。再び拡大図を参照されたい。すると前述したように、本抄花押(図29)と孝子御書(図31)の花押のw字の部分の形態が酷似することに気がついた。そこでその前後の図28より図31までを並べてみると、すべてw字が見られる花押となっている。これは偶然とは言いがたく、上野抄(図28)から孝子御書(図31)までが一連の時期のものであったことを傍証しているのである。

9 御本尊花押との対照

本稿ではこれまで消息文の花押について検討したが、年月の確定する御本尊花押との比較は不可欠である。御本尊の場合は大きな筆でゆっくりと記されたであろうから、消息文に記される花押と同一の俎上に載せて考えることには問題があるが、ここではこれまでに検討してきた消息文の花押の推移と御本尊花押の推移との間に整合性が認められるか否かを確認するために、年月の明かな代表的6つの花押について、それぞれに対応する消息文の花押を挙げた。〈〉内は『日蓮聖人真蹟集成・御本尊集』の御本尊番号である。弘安2年以降は消息花押との間にややずれが見られるが、弘安元年以前では、御本尊花押が消息文の花押とほぼ一致すると見られるであろう。

図A〈16〉 文永11年12月——図2、3、4に類似(長伸鍵型)

- 図 B < 24 > 文永 12 年 4 月———図 5 に類似（鍵型）
 図 C < 4 > 建治 3 年 2 月———図 10、11 に類似（弓型）
 図 D < 47 > 弘安元年 3 月 16 日———図 14、15、16、17、18、19 に類似（蕨→○型）
 図 E < 59 > 弘安 2 年 2 月———図 15、図 18、図 22 に類似（長伸型）
 図 F < 71 > 弘安 2 年 11 月———図 28、29、30 に類似（蕨・w 型）

むすび

本稿での考察により、花押の存する御書については、ほぼ系年の目途がついたと思われる。バン字からボロン字への変化は明らかに意識的なものであったことはいうまでもないが、アヌスヴァーラの変化は半ば意識的であったと推測される。それ以外の花押の形態については、主として無意識的な変化であったろう。したがって、一定の方向性を有する変化とはいえ多少の揺らぎはあると思われるので、その跡を正確に読み取ることは容易ではない。しかしながら、その内容から判断される系年研究とうまくタイアップさせれば、確定的な拠点を得て、これを点から線へとつなげて行くことが可能と思われる。あとはしっかりとした比較の視点から光を照射することにより、御書の系年は正確に蘇らせることが可能であろう。残された御書系年についても、空白を埋めゆく作業を、今後とも着実に進めてゆきたい。なお、御本尊花押との対応についてもさらに綿密な検討を期している。

本稿での系年考察の対象とした御書とその結果は以下の通りである（→は通説の変更を、＝は通説の確認を意味する）。

- < 232 > 道場神守護事 979 → 文永 11 年 12 月 13 日
 < 159 > 大田殿許御書 1002 = 文永 12 年 1 月 24 日
 < 図録 3 > 三八教（なし） → 文永 12 年 3 月 16 日
 < 185 > 南条殿御返事 1541 = 建治元年 7 月 2 日
 < 200 > 強仁状御返事 184 = 建治元年 12 月 26 日
 < 172 > 国府入道殿御返事 1323 → 建治 2 年 4 月 12 日
 < 186 > 大学三郎殿御書 1203 → 建治 2 年 7 月 2 日

(42)

- < 283 > 檀越某御返事 1294 → 建治 3 年 4 月 11 日
- < 243 > 乘明聖人御返事 1012 → 弘安元年 4 月 12 日
- < 244 > 中興政所女房御返事 (なし) = 弘安元年 4 月 12 日
- < 439 > 南条殿御返事 (なし) = 弘安元年 4 月 14 日
- < 239 > 現世無間御書 1302 → 建治 4 年 2 月 13 日
- < 374 > 孟蘭盆御書 1427 = 弘安 2 年 7 月 13 日
- < 328 > 孝子御書 1100 → 弘安 3 年 2 月 28 日
- < 385 > 兩人御中御書 1101 = 弘安 2 年 10 月 20 日
- < 325 > 上野殿御返事 1554 → 弘安 3 年 1 月 3 日
- < 399 > 十字御書 1491 → 弘安 3 年 1 月 5 日



図 1



図 2



図 3

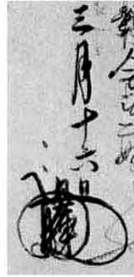


図 4

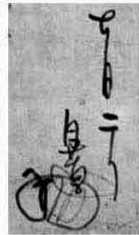


図 5



図 6

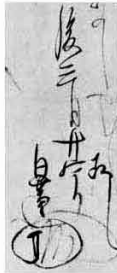


図 7

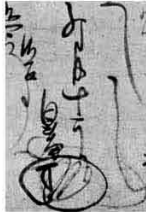


図 8

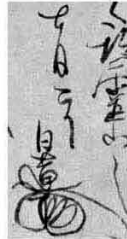


図 9



図 10

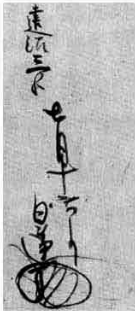


図 11



図 12

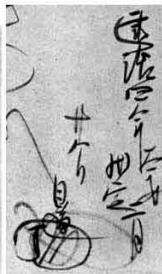


図 13



図 14

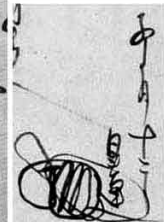


図 15

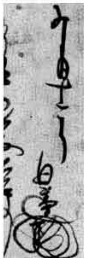


図 16

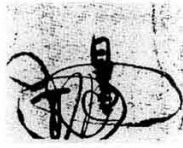


図 17



図 18



図 19



図 20



图 2 1



图 2 2

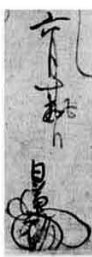


图 2 3



图 2 4

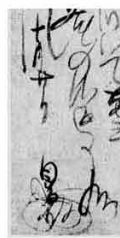


图 2 5

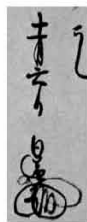


图 2 6



图 2 7



图 2 8



图 2 9

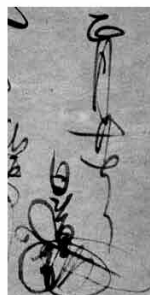


图 3 0



图 3 1



图 3 2

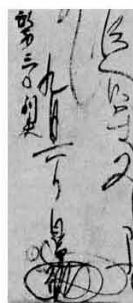


图 3 3

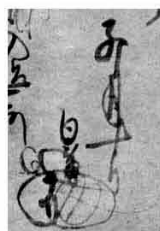


图 3 4



图 3 5



图 2 8 扩大

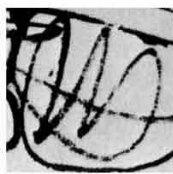


图 2 9 扩大



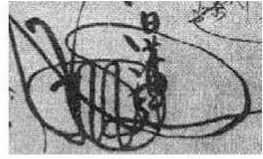
图 3 1 扩大



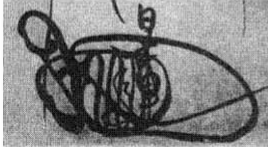
図A



図B



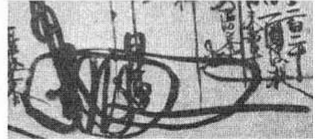
図C



図D



図E



図F

注

- 1) 拙稿「御書の系年研究（その4）——太田抄、曾谷抄を中心に——」（『東洋哲学研究所紀要』第24号、2008年）、及び拙稿「日蓮文書の系年研究——道場神守護事、法蓮抄、九郎太郎殿御返事について——」（愛媛大学人文学会編『人文学論叢』第9号、2007年）を参照。
- 2) 小林正博氏「日蓮文書の研究（3）」（『東洋哲学研究所紀要』第23号、2007年）を参照。
- 3) 冒頭に「新春の御慶賀自他幸甚幸甚」とあり、この語は建治2年正月の清澄寺大衆中にも記されているが、流罪中であればこのような表現はあり得なかったと思われる。
- 4) p 1004、定p 854
- 5) 拙稿「身延期における日蓮の健康状態の推移——建治～弘安年間——」（『印度学仏教学研究』第58巻2号、2010年）を参照。
- 6) 曾谷殿等許御書が文永10年（3月10日）の著述であったことについては拙稿「御書の系年研究（その4）——太田抄、曾谷抄を中心に——」（『東洋哲学研究所紀要』第24号、2008年）を参照。
- 7) p 1541、定p 1078
- 8) p 1550、定p 1533
- 9) 大正蔵34巻10a
- 10) 弓型は筆者の提示した時期区分で、本稿でいえば図7から図11までの時期が含まれる。次注の拙稿を参照。
- 11) 強仁状御返事が建治元年12月のものであったことについては拙稿「花押による日蓮遺文の系年考——< 248 >兵衛志殿御返事を中心として——」（『印度学仏教学研究』第59巻予定）を参照。同抄を文永11年とする説があるとのことであるが、も

し本抄が文永 11 年に記されたとすれば、その花押 (図 6) が道場神守護事 (図 2) と大田殿許御書 (図 3) との中間に位置するはずである。しかるに本抄花押はいずれとも似ておらず、既に長伸鍵型の時期を過ぎ、弓型へと移行する過渡期に記されたものであると理解される。

- 12) 拙稿「教行証御書・国府入道殿御返事の系年について」(法華仏教研究会『法華仏教研究』第 2 号、2010 年)を参照。
- 13) p 1325、定 p 1064
- 14) p 1323、定 p 914
- 15) 山川智応『日蓮聖人研究』1908 年を参照。
- 16) p 1295、定 p 1493
- 17) p 1179、定 p 1524
- 18) 拙稿「日蓮における晩年の病について——所謂「阿仏房御書」の系年をめぐる——」(『印度学仏教学研究』第 56 卷第 2 号、2008 年)を参照。
- 19) 「六月三日四日日々に」というのが、6 月 3 日と 4 日の時点を指すとするのが通説であった。「三日四日日々に」は、「三日ごと四日ごと、また日々に」という意であり、漢方では、薬の効き具合を数日ごとに (3 日毎とか 4 日毎のように) 区切って確認していたと思われる。四条金吾が 6 月になってから投薬の治療を始めたとする理解も誤っている。「貴辺の良薬を服じてより已来、日々月々に減じて」とあるように、投薬を始めてその効果が顕れるまでに何ヶ月かを有したのであって、効果が顕れはじめてからが日々月々に良くなっていったと理解すべきであろう。また、日蓮は建治 2 年末より体調を悪くしており、四条金吾はその頃より主治医としての任を担っていたと推測される。
- 20) 弓型というのは鍵型と一筆円型との中間の時期の花押を指す。これについては注 10) を参照。
- 21) < 439 > 南条殿御返事は新加の真蹟であり末部の一紙である。平成 9 年以降の『昭和定本』に収録されており、脚注によれば、署名と花押は自筆であるが、本文は門下の代筆であるという (p 3021)。その本文は「いも・はじかみ悦で給候了。いまをはじめぬ事に候へば、とかく申にをよばず候。をりふしそうそうなる事候し間、委細の御返事に不及由候ところに候。恐々謹言。卯月十四日」となっている。
- 22) 山上弘道氏「日蓮大聖人の思想 (五)」(『興道』15 号、2003 年)を参照。
- 23) 注 11 の拙稿を参照。
- 24) 拙稿「御書の系年研究 (その 5) —— 富木氏、四条氏への消息を中心に ——」(『東洋哲学研究所紀要』第 25 号、2009 年)を参照。
- 25) 「御書の系年研究 (その 1) —— 弘安年間の諸事象について ——」(『東洋哲学研究所紀要』第 21 号、2005 年)を参照。
- 26) 「御書の系年研究 (その 2) —— 表現・表記の変化から ——」(『東洋哲学研究所紀要』第 22 号、2006 年)を参照。

- 27) p 997、定 pp1519-20
- 28) p 1179、定 p 1523
- 29) p 1552、定 p 1596
- 30) 定 p 2874
- 31) p 1246、定 p 1510
- 32) p 1248、定 pp1512- 3
- 33) 「花押による日蓮文書の系年考——弘安年間——」（愛媛大学人文学会編『人文学論叢』第11号、2009年）を参照。
- 34) p 1554、定 p 1621
- 35) C L型というのは小林正博氏による分類名であり、弘安3年より弘安5年までがその時期である。同氏は盂蘭盆御書の花押をC L型としているのであるが、見た目にはっきりとしたC Lとは言い難く、筆者はC L型への移行前のものと考え、同氏注2論文を参照。
- 36) 小林氏も表において孝子御書の花押をC L型と認めている。注2論文を参照。
- 37) 鈴木一成『日蓮聖人遺文の文献学的研究』1965年、p 415を参照。
- 38) p 1101、定 p 1802
- 39) 注37に同じ。
- 40) 岡元鍊城『日蓮聖人遺文研究』第1巻、p 187以下を参照。
- 41) 「『釈摩訶衍論』に説く輪陀王説話の展開——続・日蓮文書の系年研究——」（愛媛大学人文学会編『人文学会論叢』第10号、2007年）を参照。

<付記>本稿作成に際して、東洋哲学研究所の小林正博氏、及び愛媛大学の佐藤康氏より多大のご教示と援助をいただいたことについて、心より感謝の意を表したい。

（わかえ けんぞう・委嘱研究員）

A Chronological Study of Nichiren's Writings (6)

Kenzo Wakae

Nichiren wrote many letters, and he inscribed each with handwritten monograms at the end. He wrote them by Ban letters till the 18th of 6th month in 1278, and after 26th of that month, he wrote by Boron letters. In addition, he altered the Anusvara half consciously gradually month by month. However, most of the monograms' forms were almost unconsciously changed gradually. Therefore, we can identify which year the letters were written by tracing the change of handwritten monograms. In this study I reevaluated several years of Nichiren's writings which we had questioned, by the researching handwritten monograms.